

競争的対話における質問回答書

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	質問内容	回答
1	募集要項	6	2	9					発掘調査期間が9か月間にて提示されていますが、調査期間を短縮した提案は可能でしょうか。	埋蔵文化財発掘調査は、事業者が提案する施設配置計画や工法等により対象範囲が異なるため、適切と判断される調査期間を提案してください。
2	募集要項	10	3	1	(3)		エ		事業期間中に管理技術者の交代を申し出ることは可能ですか。	病休・死亡・退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合に限り、管理技術者の変更を認めます。なお、工事（設計・施工一括）請負契約書（案）第15条に示す現場代理人及び監理技術者の事業期間中の変更についても同様とします。
3	要求水準書	4	1	2	(4)				令和14年度内の新校舎・体育館の共用開始を可能とする工程であれば引越し時期は特に制限は無いと考えられますでしょうか。春休み、冬休み、その他の日程についての優先度などお聞かせいただけますでしょうか。	学校運営への影響への影響を最小限に留める事業期間の提案を期待していますが、その工夫の内容は事業者の提案とします。引越し時期についても学校運営への影響を最小限に留めた計画となるよう最大限配慮した時期を提案してください。
4	要求水準書	12	1	5	(4)	③			諸室構成一覧表の外構にある雨水貯留浸透施設などについて、尼崎市住環境整備条例の基準にて不要の場合、設置義務は無いと考えてよろしいでしょうか。（雨水利用施設（P24記載）は別途設置します）	尼崎市では、尼崎市住環境整備条例とは別に「尼崎市総合治水対策基本ガイドライン」を定めています。条例で定めている基準は遵守したうえで、ガイドラインも確認し、必要な雨水貯留浸透施設を整備してください。
5	要求水準書	12	1	5	(4)	④	ウ		令和10年9月から学校給食センターからの給食提供となっていますが、提供時期を早めることは可能でしょうか。	学校給食センターからの給食提供時期を早めることはできません。
6	要求水準書	12	1	5	(4)	④	ウ		工事期間中の給食搬入口について、扉改修や段差解消のスロープの設置など改修工事は不要と考えてよろしいでしょうか。（バワーゲート付きのトラックでの配送でしょうか）	ご理解のとおりです。センター方式による給食提供期間に使用する配膳室及び給食搬入口の改修は令和9年度中に市で実施を予定しています。
7	要求水準書	19	2	1	(2)	①			耐震安全性の分類はⅡ類とされていますが、官庁建物と同様に、2次設計の保有水平耐力計算時の余裕度を1.25倍以上確保するだけではなく、大地震時の変形制限を満足する必要もあるのでしょうか。	満足する必要があります。
8	要求水準書	31	3	1	(5)	①		(j)	校舎棟は改築事業として交付金取得を想定されているとのことですが、交付金は給食室の解体費用も見込むと想定して間違いないでしょうか。	給食室解体が給食室を含む棟の新築工事と連続した年度で実施される場合のみ国庫補助の対象となります。
9	要求水準書	34	3	1	8	④	ア	(g)	既存杭については全て抜杭、処分を行うこととするが、とありますが、既知となっていない杭が確認された場合は、別途請求と考えてよろしいでしょうか。	募集要項「別紙1 リスク分担表」No.45地下埋設物リスクに適合すると判断されるものについては、協議のうえで市のリスクとします。
10	添付資料6_設計業務対象施設に係る要件	2		2	(1)			(q)	東側道路について、道路の後退に合わせて歩道を整備するとあるが、歩道は2項道路内ではなく敷地内での歩道整備ということでしょうか。	提案によることとしていますが、2項道路までは基準法の道路として整備する必要があり、セットバックに併せて歩道を整備することが望ましいです。
11	添付資料6_設計業務対象施設に係る要件	4		2	(2)	②	イ		通級指導教室の運用内容について、通常は普通教室に在籍しながら、一部の時間だけ障害や特性に応じ個別・小集団で受けるための教室でしょうか。または学外の児童が使用する部屋（ことばの教室など）でしょうか。	ほとんどの学習を通常の学級で学びながら、週1～数時間程度、通級指導教室で個別または少人数の指導を受ける教室のことになります。尼崎市内では、他校の児童が通ってくる他校通級は行っておりません。
12	添付資料6_設計業務対象施設に係る要件	6		2	(2)	③	ク	(a)	学校図書蔵書数として11,000冊とありますが、一般図書を含めた蔵書数でしょうか。	11,000冊の蔵書は学校図書として尼崎市立下坂部小学校が所有する蔵書であり、一般図書については、学校関係者及び地域開放利用者にとってより良い空間となるよう配架する冊数も含めて事業者の提案とします。
13	添付資料6_設計業務対象施設に係る要件	7		2	(2)	③	ク	(g)	図書室の地域開放は放課後及び休日を想定していると見受けられますが、放課後児童や保護者が利用するその際の図書室の管理はどのような運用を想定していますか。	運用について現時点で決定している事項はありませんが、図書室の管理は学校外で行う方向で検討しています。
14	添付資料6_設計業務対象施設に係る要件	7		2	(2)	③	ク	(g)	地域開放時間は学校の終わった後及び休日となっており、子どもたちと地域の方の利用時間が異なるので学校と地域の共存にはならないと考えるが、どのように考えているか。	防犯や安全を考慮すると完全な共存は難しく、動線やセキュリティラインの設定により学校施設を地域の方にも利用していただけるという意味での地域開放とお考えください。
15	添付資料6_設計業務対象施設に係る要件	7		2	(2)	③	ク	(h)	一般図書について配架する冊数も含めて提案となっており、児童図書を中心に配架すると記載があるが一般開放する際は大人の利用も考慮した方が良いのか。それとも児童図書を中心とした図書室の地域開放を想定しているのか。	児童図書を中心に子ども向けの地域開放を想定しているが、学校関係者や保護者も含めた開放を行うことも想定し、提案してください。
16	工事（設計・施工一括）請負契約書（案）	19, 20	25, 26						第25条（本業務の中止）に示される不可抗力や、第26条（受注者の請求による業務期間の延長）第1項の「その他受注者の責めに帰することができない事由」には、現在のイラン情勢の継続・悪化等を含む、事業者が計画段階において想定し得ない不可抗力（戦争）により、資材等の調達に困難となることは含まれると理解してよかったですでしょうか。 イラン情勢は現在的事象ではありますが、この状況が工事段階まで続くかは想定が難しいものと考えております。	イラン情勢の本事業への影響について、不可抗力（戦争）によるリスクとして判断されるものについては、協議のうえで市のリスクとします。
17	-								工事中の学校休暇期間中（夏休み等）の学校開放等は基本的にないものと考えてよろしいでしょうか。	学校と調整のうえ、体育館やグラウンド等を安全に使用できる状況であれば、工事に支障の無い範囲で学校開放を行う可能性があります。 工事に支障のある場合は学校休暇期間に限らず学校開放は中止とします。
18	-								同上期間中に児童クラブ、子供クラブ等は開催されますでしょうか。	開催しております。
19	-								地域の方を招いて読み聞かせ等を行う予定はあるのか。	運用については未定となっており、ソフト面での整理となりますが、ハード面で利用方法等についての提案も併せていただけると市としても検討しやすくなります。